

評価受審事業所募集の御案内（平成24年度）

福祉サービス第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

山口県社会福祉協議会は、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、平成17年度に評価機関として山口県の認証を受け、福祉サービス第三者評価事業を実施しています。

平成24年度は、下記の要領で受審を希望する事業所を募集いたします。多くの事業所の皆様のお申込みをお待ちしています。

1 評価対象事業所

（平成24年度は下表の施設種別を実施いたします。）

		施設種別
老人福祉施設		養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
生活保護施設		救護施設、宿所提供施設
児童福祉施設		乳児院、児童養護、情緒障害児短期治療、知的障害児、知的障害児通園、ろうあ児、肢体不自由児、重症心身障害児、児童自立支援、母子生活支援、保育所、へき地保育所
障害者福祉施設	旧施設種別	身体障害者更生、身体障害者療護、身体障害者入所授産、身体障害者通所授産、身体障害者小規模通所授産、身体障害者福祉工場
		知的障害者更生、知的障害者授産、知的障害者小規模通所授産、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
		精神障害者生活訓練、精神障害者通所授産、精神障害者入所授産、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者小規模通所授産

※障害者福祉施設については、障害者自立支援法により新体制に移行していますが、国より新体制に対応した評価基準ガイドラインが示されていないため、受審を希望される場合は、新体制に移行する前の旧施設種別で行うこととなります。

2 評価の手法

評価手法については、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定により行うものとし、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施します。

※ 詳細については、別紙「評価手法」のとおり。

3 評価料金

1事業所：250,000円（税込）

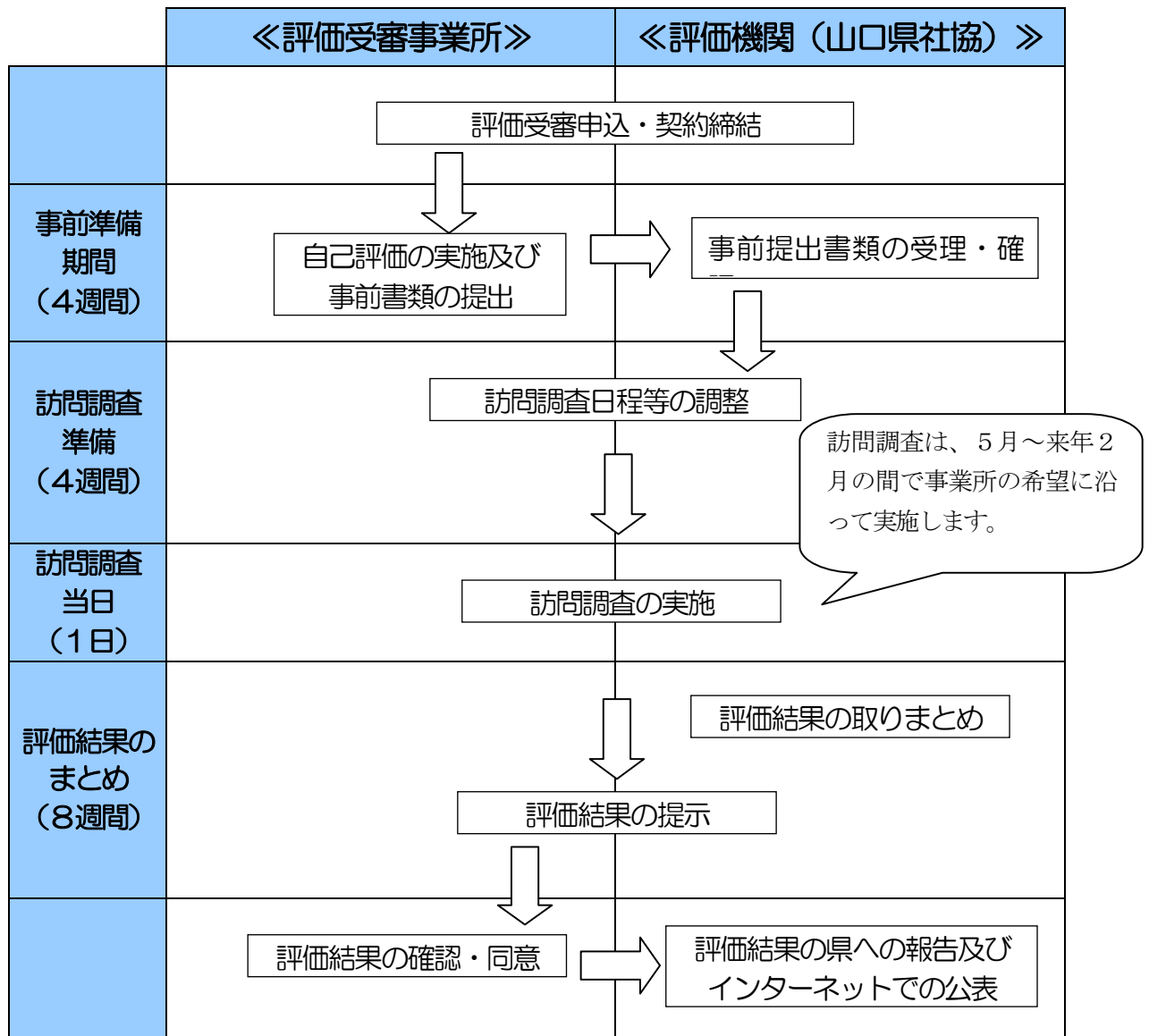
4 募集期間

平成24年5月31日（木）【必着】まで

5 応募方法

「評価受審申込書」に必要事項を御記入の上、FAXまたは郵送でお申込みください。

6 受審スケジュール（あくまでも目安です。）



7 問い合わせ・申込み先

【福祉サービス第三者評価機関】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会（認証番号：山口県第1号）

総務企画部 福祉振興班 担当：中本、山本

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL：083-924-2830

FAX：083-924-2798